

船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、船橋市貿易振興会（以下「振興会」という。）が行う貿易振興事業の円滑な推進を図るため、当該団体に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき船橋市貿易振興会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 振興会組織の強化及び講習会・研修会・セミナー等の情報提供事業
- (2) 地域交流事業（地域コミュニティーと活力を生み出すための宣伝・交流事業をとおして賑いの創出を目的とする）
- (3) その他貿易振興を図る事業で、市長が必要と認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する補助対象事業に係る経費のうち補助金の交付対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、毎年度6月30日までに船橋市貿易振興会事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 団体の定款・規約等及び役員・会員名簿
- (5) その他市長が認めるもの

(交付の決定)

第5条 規則第6条の規定による通知は、船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象年度の3月31日までに、船橋市貿易振興会事業費補助金実績報告書(第3号様式)に事業報告書及び収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第7条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、船橋市貿易振興会事業費補助金額確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第8条 規則第15号第2項により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市貿易振興会事業費補助金交付請求書(第5号様式)に前条を定める確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(概算払い)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合において、概算払いにより交付できる額は第5条に規定する船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする船橋市貿易振興会は、船橋市貿易振興会事業費補助金概算払交付請求書(第6号様式)により、船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(概算払の精算)

第10条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた船橋市貿易振興会は、第7条による通知を受けたときは、船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定通知書に記載された交付決定額を上限に、船橋市貿易振興会事業費補助金概算払精算書(第7号様式)により精算手続きをとらなければならない。ただし、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第8条第3項において準用する第6条の規定による通知は、船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により通知する。

(関係帳簿の整備等)

第12条 船橋市貿易振興会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象事業名	対象経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	補助率
振興会組織の強化及び講習会・研修会・セミナー等の情報提供事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、報償費、旅費、会場使用料、委託費	補助対象経費の2分の1以内とする。
地域交流事業 (地域コミュニティーと活力を生み出すための宣伝・交流事業をとおして賑いの創出を目的とする)	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、報償費、旅費、会場使用料、負担金、委託費	
その他貿易振興を図る事業で市長が必要と認めるもの		

第1号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団体名
代表者

補助金の交付を受けたいので、船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙「事業計画書」及び「収支予算書」のとおり

第2号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定通知書

号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

年 月 日付申請のあった船橋市貿易振興会事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

(交付の条件)

1. 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
2. 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
3. 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
4. その他市長が必要と認める条件

第3号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団体名
代表者

印

船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業等の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業に要した経費の配分
別紙「事業報告書」及び「収支決算書」のとおり
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日

第4号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金確定通知書

号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等について、下記のとおり補助金の額を確定したので、船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

交付確定額 円

第5号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団体名
代表者

印

船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求額

円

第6号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団体名
代表者

印

年 月 日付 号で交付決定のあった船橋市貿易振興会
事業費補助金について、船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第9条の規定によ
り下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額

円

第7号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名
代表者名
所在地

概算払を受けた船橋市貿易振興会事業費補助金について、船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	円
概算払額	円
精算金額	円
差引残額	円
過給額	円

第 8 号様式

船橋市貿易振興会事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

船 橋 市 長 印

年 月 日付けの船橋市貿易振興会事業費補助金の交付決定について、下記のとおり交付の取消を決定したので船橋市貿易振興会事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

取消の理由